

丹波山村地球温暖化対策実行計画

平成29年3月

丹波山村

－ 目 次 －

1. 基本的事項	3
(1) 計画の目的	3
(2) 計画の期間	3
(3) 数値目標の基準年度	3
(4) 計画の対象とする温室効果ガス	3
(5) 計画の範囲	3
2. 温室効果ガスの削減目標	4
(1) 温室効果ガスの排出状況	4
(2) 温室効果ガスの排出削減目標	4
3. 地球温暖化防止に向けての取組	5
(1) 省エネルギーの推進	5
①電気使用量の削減	5
②燃料使用量の削減	5
③公用車燃料使用量の削減	5
(2) 省資源の推進	5
①水利用の合理化等の推進	5
②用紙類使用量の削減	5
③再生紙使用の推進	6
④廃棄物の減量とリサイクル	6
(3) グリーン購入の推進	6
(4) 再生可能エネルギー等の導入	6
(5) 代替フロン等の排出抑制	6
(6) 緑化の推進	6
4. 計画の推進・見直し	7
(1) 計画の推進	7
(2) 計画の見直し	7
5. 計画の進行管理	
(1) 推進体制	7
(2) 推進管理の仕組み	7

はじめに

私たちが暮らす地球は、太陽光のエネルギーを受けて温められている一方で、この温められた熱エネルギーを宇宙空間に放出しています。この双方の反復運動がバランスよく行われることにより、我々人類が住みやすい平均した温度を保っています。

ところが二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスの濃度が上がると、温められた熱を宇宙空間に放出する運動が妨げられ、大気に蓄えられる熱が増加し地表の温度が必要以上に上がってしまいます。これが地球温暖化現象です。

東日本大震災以降、国のエネルギー政策が大きく転換し、人々の暮らしや生活環境に様々な変化がもたらされており、現在、私たちが直面している地球温暖化の問題は、私たちの暮らしと関わりが深くなっています。

急激な気温の上昇に伴う地球環境への影響としては、①海面水位の上昇に伴う陸域の減少。②豪雨や干ばつなどの異常現象の増加。③生態系への影響や砂漠化の進行。④農業生産や水資源への影響。⑤マラリアなどの熱帯性の感染症の発生数の増加。などが挙げられており、将来の世代に与える影響が極めて大きいことから、地球温暖化は「21世紀最大の環境問題」といわれています。

丹波山村地球温暖化対策実行計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づく、村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画として策定するものです。

1. 基本的事項

(1) 計画の目的

この計画は、丹波山村役場及び他の村の施設において行う、事務及び事業により発生する温室効果ガスの排出量を抑制するとともに、職員の温室効果ガスの排出量の抑制に対する意識を高め、もって地球温暖化対策の推進に寄与することを目的とする。

(2) 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度～平成33年度までの5年間とする。

(3) 数値目標の基準年度

本計画の数値目標の基準年度は、平成26年度とする。

(4) 計画の対象とする温室効果ガス

本計画の対象となる温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）とする。

(5) 計画の範囲

管理担当課	管理施設等
総務企画課	本庁舎・消防施設・村内防犯灯・公用車・消防車輛・中央公民館
住民生活課	・水道施設・公用車・保育所・高齢者福祉センター・水道車・ゴミ収集車
振興課	・公用車・下水処理施設・高尾集会所・奥秋集会所
温泉観光課	・温泉施設・道の駅・水源の里施設（・交流センター・つり場・そば処・ローラーすべり台・スケート場）・温泉施設薪ボイラー・公用車
教育委員会	・小学校・中学校・中央公民館及び地区公民館・公用車

2. 温室効果ガスの削減目標

(1) 温室効果ガスの排出状況

村の実施する事務・事業・車輛等の燃料や電気の使用量を、二酸化炭素の排出量に換算し算出する。

【平成26年度：基準年】 燃料等	使用量	二酸化炭素排出量 (kg-co2)	割合 (%)
ガソリン	12,350 (L)	28,673	5.19
灯油	2,859 (L)	7,117	1.29
軽油	7,399 (L)	19,126	3.46
A重油	119,050 (L)	322,581	58.38
LPガス	151.7 (m ³)	905	0.16
電気	344,959 (kWh)	174,204	31.52
合計	—	552,607	100.0

(2) 温室効果ガスの排出削減目標

丹波山村では、第1次実行計画で平成29年度から33年度の間温室効果ガス総排出量を平成26年度に比べ、

3%削減します。

全庁での温室効果ガス排出量削減目標は前述のとおりですが、この目標を達成するために、各課施設で取り組んでいきます。

3. 地球温暖化防止に向けての取組

(1) 省エネルギーの推進

①電気使用量の削減

- ・OA機器や電気製品の更新時には、エネルギー効率の高い機種を選択する。
- ・始業前や昼休み時における不要な照明の消灯及びOA機器、電気ポット等家電製品の適切なスイッチ管理をし、使用しないときはコンセントを抜くようにする。
また、残業時には当該職場以外の電灯はすべて消灯する。
- ・冷房時の室温が28度以上、暖房時の室温が20度以下となるよう、事務室等の温度設定及び冷暖房機器の運転を行う。
- ・冷暖房の効果を高めるため、ブラインドやカーテンを利用し、事務室への日射の調整を行う。
- ・クールビズ・ウォームビズを推進する。

②燃料使用量の削減

- ・暖房時には、室内の密閉や天井扇など空調の効率向上を図る。
- ・暖房器具等の更新時には、熱効率のより高い機種を選択する。
- ・ウォームビズを推進する。

③公用車燃料使用量の削減

- ・エコドライブ10のすすめを参考に努める。
- ・公用車の更新時には、ハイブリッド車、電気自動車、低燃費車や必要最小限の大きさのものなどを導入する。
- ・近距離の公用車による移動は原則として行わない。
- ・相乗りや渋滞道路の回避など計画的運行を図る。

(2) 省資源の推進

①水利用の合理化等の推進

- ・トイレの流し水や手洗い、湯沸室において水を必要最小限に抑制する。
- ・水を使用する機器の更新に当たっては、節水型のものの導入に努める。
- ・植木などへの散水は、効率的、計画的に行う。

②用紙類使用量の削減

- ・文書印刷に当たっては両面印刷を徹底する。また、集約印刷を活用する。
- ・片面使用済み用紙の裏面利用を行うためのリサイクルボックスを設置する。
- ・手持ち資料および打合せ資料については、片面使用済み用紙の裏面を利用する。
- ・会議資料等のより一層の共有化、簡素化を推進する。
- ・使用済み封筒の再利用を図る。
- ・電子メディアを利用したペーパーレス化に努める。

③再生紙使用の推進

- ・再生紙の使用、印刷物の再生紙指定に努める。

④廃棄物の減量とリサイクル

- ・紙類の分別を徹底し資源化を図る。
- ・使い捨て製品の購入、利用を抑制する。
- ・詰め替え可能な製品等を積極的に使用する。
- ・過剰包装された製品の購入を極力控える。
- ・納入業者から出る梱包材は納入業者に引き取らせるよう努める。
- ・原則として、庁舎内での買い物の際には、袋を受け取らないよう努める。
- ・備品等の長期使用に努める。
- ・ゴミの分別を促進し、資源化に努める。また、廃棄物の処理ルールに基づき、適正な処理を行う。

(3) グリーン購入の推進

- ・OA機器や電気製品の更新時には、エネルギー効率の高い機種を選択する。
- ・公用車の更新時には、低公害車、低燃費車や必要最小限の大きさのものなどを導入する
- ・再生紙の使用、印刷物の再生紙指定に努める。
- ・環境への負荷が少ない製品・サービスを優先的に購入する。

(4) 再生可能エネルギー等の導入

- ・公共施設への太陽光発電の導入に努める。
- ・通風や採光など自然エネルギーの活用努める。
- ・温泉施設に導入した薪ボイラーの効率的な運用に努め重油の消費量を抑える様努める。

(5) 代替フロン等の排出抑制

- ・冷暖房機器、消火機器の導入に当たっては、代替フロンを使用しない機器の導入に努める。

(6) 緑化の推進

- ・環境に配慮した工事の設計および施工に努める。
- ・可能な限り緑地の確保に努める。

4. 計画の推進・見直し

(1) 計画の推進

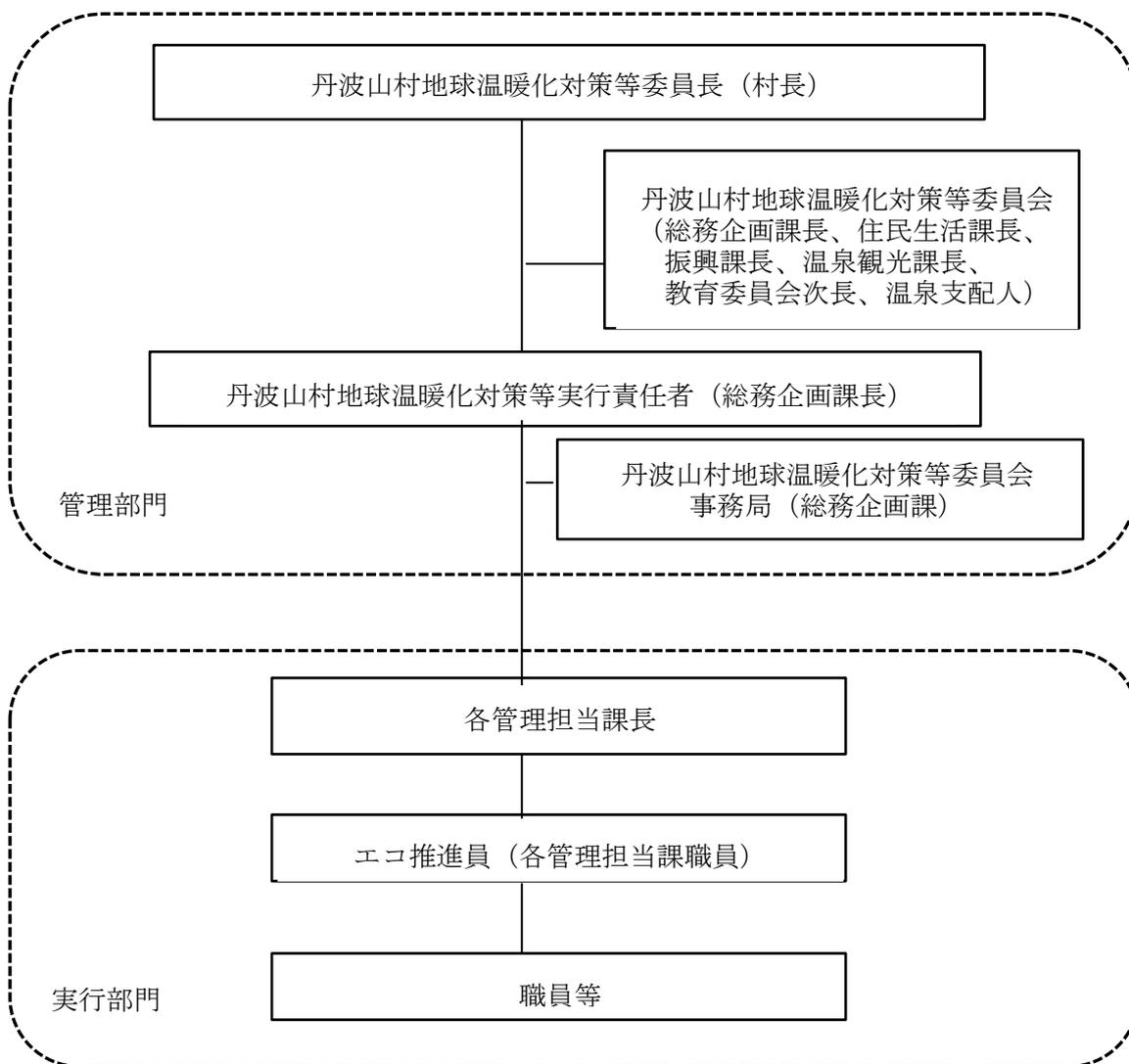
本計画の取り組み内容について周知の徹底を図り、地球温暖化防止をはじめとした、環境保全に対する意識の向上を図る。

(2) 計画の見直し

事務・事業の取り組み状況等を踏まえ、必要に応じ計画内容の見直しを行う。

5. 計画の進行管理

(1) 推進体制



(2) 推進管理の仕組み

① 計画 (Plan)

管理担当課長は、「2. 温室効果ガスの削減目標」に示した温室効果ガス排出量の目標を達成するために、本計画の重要性、及び「3. 地球温暖化防止に向けての取組」に示した取り組みの励行等について、職員等に周知徹底を図り、事務執行の際の温室効果ガス排出量削減(抑制)に関する取り組みを励行する。

② 実行 (Do)

職員等は、管理担当課長の指示に基づき、事務執行の際に「エコ点検表兼報告書」のチェック項目に示された事項を着実に実施し、温室効果ガス排出量の削減(抑制)に務める。

③点検・評価 (Check)

【エコ推進員の実施事項】

エコ推進員は、3カ月に1回、職員の取り組み状況を「エコ点検表兼報告書」に記録する。

また、エコ推進員は所管のエネルギー使用量を毎月記録し、「エネルギー使用量報告書」に記録する。

エコ推進員は毎月、管理担当課長に報告する。

【管理担当課長の実施事項】

管理担当課長は、エコ推進員からの報告を踏まえて、課内の取り組みを総括し、「エコ点検表兼報告書」を半年に1回事務局に提出する。

また、所管のエネルギー使用量を確認し、「エネルギー使用量報告書」を半年に1回事務局に提出する。

【地球温暖化対策等委員会事務局の実施事項】

地球温暖化対策等委員会事務局は、各担当管理担当課長から提出された「エコ点検表兼報告書」及び「エネルギー使用量報告書」を取りまとめて、半年に1回、地球温暖化対策等実行責任者（総務企画課長）に報告する。

また、各担当管理担当課長から提出された「エネルギー使用量報告書」に基づき、丹波山村全体の集計を行い、温室効果ガス排出量の状況を取りまとめ、地球温暖化対策等実行責任者（総務企画課長）に報告する。

④見直し (Action)

地球温暖化対策等実行責任者（総務企画課長）は、地球温暖化対策等委員会事務局からの報告を踏まえて、各課等における実行計画の進捗状況を総括し、年に1回地球温暖化対策等委員会に報告する。

地球温暖化対策等委員会は、地球温暖化対策実行責任者（総務企画課長）の報告を踏まえて、毎年、計画の進捗状況や取組成果等に関し総括し、必要に応じて計画の見直しを行う。

地球温暖化対策等委員長は、必要に応じ取り組みの更なる指示を行う。

⑤実績の公表

地球温暖化対策等委員会事務局は、地球温暖化対策等委員会の結果を含め、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、毎年1回、措置及び施策の実施状況について、住民に分り易い形で公表する。